

事務連絡
令和3年3月29日

居宅介護支援事業所 管理者 様
地域包括支援センター 管理者 様

天草市 高齢者支援課長

「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第11報）【介護保険最新情報 vol836】」問5の補足について

日頃から本市の介護保険事業の円滑な運営に御協力いただき心から御礼申し上げます。さて、標記の件につきまして、熊本県等による疑義照会結果を踏まえ、本市における臨時的な取扱いの解釈について、下記のとおり補足いたしますので、御確認の上、適切に御対応くださいますようお願いいたします。

記

《介護保険最新情報 Vol.836 第11報問5抜粋（令和2年5月25日厚生労働省事務連絡）》
(問) 今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、居宅介護支援事業所において、当初ケアプランで予定されていたサービス利用がなくなった等の場合は、居宅介護支援費の請求は可能か。

(答) 事業所において、モニタリング等の必要なケアマネジメント業務を行い、給付管理票の作成など、請求にあたって必要な書類の整備を行っていれば、新型コロナウイルス感染症の影響により、実際にサービス提供が行われなかった場合であっても請求は可能である。

なお、具体的な請求にあたって、データの作成等において、個別の請求ソフト等による支障がある場合については、個別に各請求ソフト作成者に相談いただきたい。

また、今般の取扱いは新型コロナウイルス感染症の影響による場合に限った取扱いであることから、新型コロナウイルス感染症により、サービスの利用実績が存在しないが、居宅介護支援費を算定した旨を適切に説明できるよう、個々のケアプラン等において記録で残しつつ、居宅介護支援事業所において、それらの書類等を管理しておくことが必要である。

《補足事項》（熊本県等により厚生労働省振興課に確認済）

- ・ 本取扱いによる請求は、令和2年5月サービス提供分から可能となる。
- ・ 本取扱いによる請求は、基本報酬のみ算定可能であり、加算を算定することはできない。

なお、初回加算については、その後のサービス利用の実績があった時点で算定可能となる。

《その他、留意事項》

- ・ 本取扱いによる請求の場合で、令和3年4月提供分からの給付管理票は、計画単位数は「0単位」で記載すること。
- ・ 介護予防支援費、介護予防ケアマネジメント費も同様に取り扱う。

＜問合せ先＞高齢者支援課介護給付係
TEL : 0969-24-8806 (直通)